

みなまたパドルフェスティバル競技規則

【競技規則】

- ① 競技は原則雨天決行であるが、主催者が選手の安全等を考慮し、レース前、レース中に種目・時間の変更、中止等を決めることができる。
- ② 各クラスの区分けや乗艇人数については各年度の大会要項に記載してあるものに従うものとする。
- ③ キッズクラスは漕手を小学生以上(安全面を考慮し基本的な泳力のある小学3年生以上推奨)、中学生以下とし舵、艇長は大人が行うこと。
鐘、ドラマーについてはこの限りでない。
- ④ 競技に参加する選手はライフジャケットを着用しなければ乗艇を許されない。また飲酒禁止とし、異常の確認と責任は各チームの監督が負う。
- ⑤ 用具(太鼓・鐘・舵・パドル・ライフジャケット)については、大会事務局が準備したものか自チームで準備したものを使用する。
乗艇するときにチームの責任において用具の確認を行い破損等がある場合には係員に申し出る。またパドルについては、漕手用の予備パドルを含めて12本のパドルをもって乗艇する。
- ⑥ 舟への乗艇は原則、裸足もしくはマリンスューズで行うこと。
- ⑦ レースは原則として4艇で行うが、都合により3～6艇で行う場合もある。
- ⑧ チームは3レース前までに招集場所に集合し指示に従い乗艇場所へ向かう。乗艇後はすみやかにスタート地点に向かい、スタート地点の後方で待機する。大幅にレースを遅滞させる場合は失格とする。
- ⑨ スタートの合図は下記のように行う。
○ドラゴンボート
「Are You Ready(漕ぐ準備を整える)」→「Attention(パドルを水面下につける)」→「Go!!(発艇)」
○競り舟
「櫂上げ(漕ぐ準備を整え、パドルを水上に構える)」→「Go!!(発艇)」
- ⑩ フライングがあった場合は再スタートとし、2回フライングを犯したチームはそのレースの最下位とする。
- ⑪ 漕手は舟の漕手用腰掛け板に腰掛けた状態での漕法とし、片膝をついての漕法及び立ち上がったの漕法については禁止する。違反したチームは、そのレースの最下位とする。
- ⑫ 舵を舟体からはずして操作してはならない。違反したチームは、そのレースの最下位とする。
- ⑬ 舟が自コース両脇のブイを越えた場合は、コースアウトによりそのレースの最下位とする。
- ⑭ レース中に、相手チームに競技妨害となるような行為をしたチームは、そのレースの最下位とする。
- ⑮ ゴールは、舟の先端がゴールラインに達したときとする。
- ⑯ 審判に対する不服申し立ては認めない。その判定は最終のものとする。
- ⑰ いかなる理由でも選手間の暴力行為、役員への暴言、公序良俗に反する行為があった場合当該チームにペナルティカードを発行し失格・退場又は、除名処分とし、次年度以降の大会出場を認めない場合がある。その処分は、個人のみならずチームにも及ぶ場合もある。
- ⑱ 大会実行委員会の承認なしで、会場内においてビジネス行為を行うことを禁止する。これに違反したチーム及び団体には警告を与え、改められないときは失格、退場処分とする。
- ⑲ 本大会で使用の艇は、安全性は高いが、万一転覆等で全員が落水したとき、艇自体に浮力があるので、艇につかまり全員の安全を確認し救助を待つこと。
- ⑳ レース中事故が発生し、レース続行できない場合は、漕手の多数がパドルを頭上に揚げ、審判に合図する。また状況によっては停艇、もしくは役員の指示で回航(乗艇場等へ)する。この処置を怠ったり、審判の停艇合図を無視してレースを続行する場合は、失格の対象とする。
- ㉑ 故意に艇を転覆させたり、パドルや艇を破損させたりした場合、そのチームはその場で退場処分とし、以後の出場を認めない。またこの行為による損害について、実行委員会はチームに損害賠償を求める。退場等の処分はチーム及び個人にも及ぶものである。
- ㉒ 主催、主管、協賛、協力の各団体は、参加者に対して応急処置以外の責任は一切負わない。本大会へは、健康とけが等の防止に留意し各自の責任で参加すること。又、会場内での破損、紛失、盗難などに対しても責任は負いかねるため、手荷物や貴重品等の管理には充分に注意すること